

2015年7月27日

SAAJ NEWS RELEASE

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」 について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会（会長：大場 昭義 東京海上アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）は、2015年5月26日に企業会計基準委員会（以下 ASBJ）が公表した「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下『公開草案』)について意見書を作成し、7月27日に ASBJ へ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 日本公認会計士協会から公表されている税効果会計に関する一連の会計上の実務指針と監査上の実務指針を見直し、会計基準適用指針として引き継ぐ ASBJ の取組みには敬意を表したい。しかし、『公開草案』の本文には開示に関して ASBJ の正式提案がまったくなく、会計処理に対応する開示の改正が先送りされたのは非常に遺憾である。会計処理の変更と同時に必要な開示が提供されなければ、財務諸表の利用者は会計処理の結果を正しく理解できない。早期適用が可能となる 2016 年 3 月期に遅れることなく、適切な開示規定の導入が図られることを切望している。
- ✓ 現行の開示では評価性引当額を引き当てた理由や発生原因が分からない上に、回収可能性の要件である課税所得の十分性やタックスプランニングといった資産計上の合理性を裏付ける情報も開示されていない。このため、税負担率の適切な分析が難しく、経営者がどの様に回収可能性を判断したかが理解できず、繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性やリスクを十分に読み取るのは困難であろう。我々のアンケートでも、現行の税効果会計基準の注記だけで、企業分析に際して十分な情報が得られると思うかを質問したところ、71%が思わないと回答した。
- ✓ 『公開草案』では**質問 5**と**質問 6**として、「合理的に説明できる場合」を条件に、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、従来とは異なる取扱いを提案している。我々のアンケートで提案に同意しない回答者はもちろん、同意する回答者にも「回収可能なことを合理的に説明できる場合」が明確でないとの意見や、経営者の恣意性が入ることを懸念する声があり、実務的な解釈や適用がばらつかない様に、「合理的に」の意味をより具体的に説明すべきという意見があった。これらの提案の基準化に際しては、「合理的な説明」の内容が理解できる詳細な根拠の開示は必須であろう。

【添付資料】「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

SAAJ 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：理事・教育第一企画部長 かいます 貝増 眞